死後事務委任契約

その意義と法理論的課題

高崎経済大学　谷口聡

目次

１　死後事務委任契約の意義

２　最高裁判決平成4年9月22日

３　法理論的課題　―　その①

４　法理論的課題　―　その②

５　法理論的課題　―　その③

６　法理論的課題　―　その④

７　実務界における活用

１　死後事務委任契約の意義

◆「死後事務委任契約」

人が死亡した際に必要となる事務の処理の契約。

例）　財産の処分、未払費用の支払い、葬儀・法要、行政上の手続、公共機関などへの届出、故人の締結していた契約の解除など。

２　最高裁判決平成4年9月22日

◆入院加療中であったAが、知人Yに、①病院への費用の支払、②葬儀と法要の施行・その費用の支払、③Aが世話になった家政婦Bと友人Cへの謝礼金の支払を委託した事例。

「そのような契約は有効」として判示した。

３　法理論的課題　ー　その①

民法653条

　委任は、次に掲げる事由によって終了する。

ー　委任者又は受任者の死亡

　この規定を「強行規定」（必ず守らなければならない法規）であると解すると、「死後事務委任契約」は認められないことになる。

３　法理論的課題　－　その①

民法653条1号は、最判平成4年でも示されたように、

「強行法規」ではなく、「任意法規」であると解釈する

のが現在の通説・判例。

委任者の死後でも効力が及ぶ委任契約（死後事務委任契約）は、

有効と解される。

３　法理論的課題　ー　その②

３　法理論的課題　－　その②

＜民法651条1項＞　委任者の「無理由解除権」

委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

委任者の地位を承継した「相続人」に、「無理由解除」を認めてしまうと、受任者は、死後事務委任契約上の行為を履行できなくなってしまう！

３　法理論的課題　－　その②

◆委任者の「相続人」に「無理由解除権」の行使が認められるか否かについて、学説は鋭く対立している。

◆判例上も、最高裁判所の立場は明確には示されていない。

→ 法理論的には未解決の課題の一つとなっている。

３　法理論的課題　－　その③

◆わが国には、故人の意思を実現する法理として、民法に「遺言制度」が規定されている。

◆「遺言」は厳格な「方式」が要求されている。

　⇒　例えば「自筆証書遺言」では、自著、日付、署名、捺印などが守られていないと「無効」となる。

　厳格な方式を必要としない「死後事務委任契約」は、「遺言制度」の脱法ではないのかとの疑義が生じている。

３　法理論的課題　－　その③

◆「遺言」ですべてのことが実現できるわけではない。

◆「遺言」以外にも故人の意思を実現する制度は存在している。

例）　死因贈与、信託、生命保険など

「脱法」とは、厳しい理論的指摘であるが、判例と多数学説は、脱法とは考えてはいなように思われる。

３　法理論的課題　－　その④

◆仮に、上記①②③の法理論的課題が解決された場合にも、

　委任者の「**相続人**」と「**受任者**」の**利害の配分**をどのような**基準**で図るべきかという課題も残される。

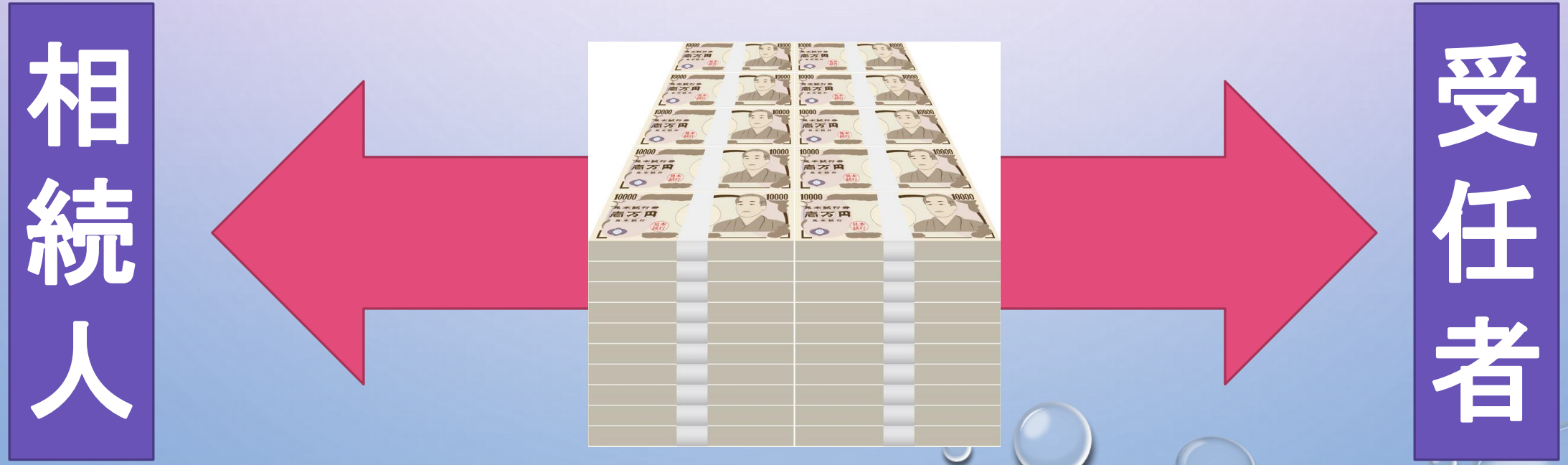

３　法理論的課題　－　その④

◆場合によるが、委任者の「相続人」と「受任者」の利害は、食うか食われるかの関係に置かれることもある。

◆その場合には、利益配分が必要となる。

どのような「基準」を根拠として、「相続人」と「受任者」の利害を調整すべきかが未解決の課題である。

４　実務界における活用

実務の領域では、すでに「死後事務委任契約」を活用した、故人の意思の実現を図る施策が実施されている。

自治体

司法書士

社会福祉協議会

一般企業

４　実務界における活用

【財産処分を除外した死後事務委任契約の活用】

財産処分を委任事項に含めないで、死後事務委任契約を活用している職域として、

◆司法書士業務

◆社会福祉協議会（足立区社協、府中市社協など）

◆横須賀モデル（北見モデル）

４　実務界における活用

【財産処分を含めた死後事務委任契約の活用】

財産処分を委任事項に含めて、死後事務委任契約を実施している職域として、

◆福岡市社会福祉協議会

ご清聴、誠にありがとうございました。

高崎経済大学　谷口聡